

## 野生鳥獣の肉における放射性物質の測定結果について (令和7年度第4報)

白石市、蔵王町及び村田町で採取されたイノシシ肉について放射性物質の測定を行ったところ、国の基準値（100ベクレル/kg）を超えるものはありませんでした。

なお、イノシシ肉については、平成24年6月25日付けで、県内全域を対象に国から出荷制限指示が出されており、現在も継続しておりますが、県の管理下において全頭検査を行い、放射性セシウムの検査結果が国の基準値を超えないものに限って出荷制限が一部解除されております。

### 1 測定結果

(単位：ベクレル/kg)

鳥獣名	捕獲場所 (鳥獣保護区等位置図 表記地区)		放射性セシウム		捕獲 年月日	測定 年月日
			測定値	食品衛生法の 規定に基づく 放射性物質の 基準値		
イノシシ	村田町	小泉字賀龍沢	不検出	100	R7.8.3	R7.8.4
	蔵王町	曲竹	23.8	100	R7.8.8	R7.8.12
	村田町	足立	不検出	100	R7.8.21	R7.8.22
	白石市	白川犬卒都婆	16.6	100	R7.8.27	R7.8.29

※ 次のURLから、野生鳥獣肉に係るこれまでの検査結果が確認できます。  
<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/archive/> (みやぎ原子力情報ステーション)

2 検査機関及び検査機器 株式会社 理研分析センター  
ゲルマニウム半導体検出器

3 検出下限値 15.69 ~ 18.60 ベクレル/kg

(参考)

(1) 不検出

放射性物質の濃度が、検出下限値に満たないことを指します。

(2) 検出下限値

当該測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小の値を示し、測定ごとに異なります。

なお、測定値及び検出下限値は、セシウム134及びセシウム137それぞれの値を合算した値であり、測定の結果によりセシウム134又はセシウム137のどちらかが不検出の場合などでは、測定値が検出下限値を下回ることがあります。